

水道ガス課からのお知らせ

下水道使用料金のお支払いは 安心で便利な口座振替を!

下水道使用料金は、みなさまの取引金融機関の預金口座から自動的に引き落としができます。

口座振替は、お忙しい方、留守がちの方、共働きの方などにたいへん便利です。

取り扱い金融機関は、郵便局・北洋銀行・北海信用金庫となっており、金融機関の窓口か役場水道ガス課に印かん（通帳印）通帳などをお持ちになって手続きをしてください。

※郵便局については、直接郵便局窓口で手続きしてください。

お問い合わせ先

水道ガス課 (☎-2-2862)

水道凍結にご注意!

冬将軍到来の季節になりましたが、毎年この時期になると水道の凍結事故が相次ぎます。

凍結防止のため、これからは外出やおやすみ前に水抜きする習慣をつけましょう。

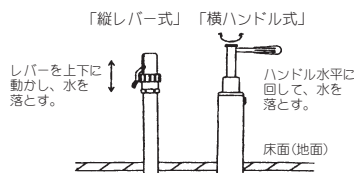
= 水抜き(水落)の行い方 =

- ①水栓カラン(じゃ口)を全開で水を出す。
- ②水抜き栓のハンドル(レバー)を「閉」側に動かし、水を止める。(水抜きが完了するとカランの水が止まります)

注意 1 じゃ口を閉めたまま水抜き作業を行っても、水は抜け切れません。(水道管内に水が、残り凍結の原因となります。)

- 2** 水抜き時には、水はね防止器をはずしてください。

水抜き栓の 型の例



= 凍結したときは… =

もしも、凍結した場合は次のところへ直接ご連絡ください。

- 新開配管工業 (☎2-3252)
- 川瀬配管 (☎2-4890)
- 佐々木配管 (☎2-3142)
- 黒沢設備 (☎2-4824)
- 光設備サービス (☎2-3937)
- 管工事業協同組合 (☎2-3920)

米、米加工品を取り扱う事業者のみなさんへ

「米トレーサビリティ制度」について

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」が平成22年10月1日に施行され、「米穀事業者」に対して、取引等の記録の作成・保存が義務付けられ、また、平成23年7月1日からは事業者間及び一般消費者に対して「産地情報の伝達」が義務付けられています。

対象品目

米穀(玄米、精米等)、米粉や米こうじ等の中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しようちゅう、みりん

取引等の記録の作成・保存

米・米加工品を入荷する際には、伝票等(納品書など)を受領するか、取引記録を作成して下さい。また、米・米加工品を出荷する際には、必要事項(品名、産地、数量、搬出入年月日、取引先名、搬出入した場所、用途)を正しく記載した伝票等(納品書など)を発行して下さい。

受領・発行した伝票や、作成した記録等は3年間保存して下さい。ただし、消費期限が付された商品については3か月、賞味期限が3年を超える商品については5年の保存が必要となります。

産地情報の伝達

- 1 事業者間における産地情報の伝達
米・米加工品を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は商品の容器・包装への記載により、産地情報の伝達が必要です。
- 2 一般消費者への産地情報の伝達
一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要となります。
ただし、JAS法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、JAS法に従い、これまでどおり表示をしてください。
また、外食店等では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

【お問い合わせ先】

北海道農政事務所 消費・安全部流通監視課
☎011-642-5470

北海道農政事務所 函館地域センター
☎0138-26-7800

※詳しい内容については、農林水産省のホームページで確認して下さい。

■ 農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索